

# 答 申

諮問第86号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月5日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月19日付け総第2056号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月9日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取り消し、全て開示せよ。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、異議申立書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
  - (1) 「利害関係者から公図訂正の同意が必要となる」は「作成又は取得していないため」のように根拠のない虚偽説明であるこ

とを証明するものであるから説明は矛盾する。公図訂正の同意が必要であるならば、平成21年1月13日に開示請求した海建第7110号一件文書から文書の一部を毀棄又は隠匿したことになる。また、「利害関係者から公図訂正の同意が必要となる」が正確で適正な主張であるならば、非開示決定を取り消し、その根拠となる公文書を全て開示する義務がある。

- (2) 本件開示請求で求めたものは、第74回情報公開審査会の会議録に「里道、水路があれば、それぞれの利害関係者から公図訂正の同意が必要となる。」との記載があるので、同意が必要であることの根拠が書かれた公文書である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件異議申立てに係る公文書開示請求は、異議申立人が過去に開示を受けた第74回情報公開審査会会議録の内容に関するものである。本件開示請求の対象は、「第74回情報公開審査会における諮問第57号及び第58号に係る審議中、事務局である実施機関が公図訂正事務の一般的な流れについて説明した内容の一部の根拠となる公文書」であると特定した。

しかし、当該説明は、担当者が、書籍、インターネット、公図訂正に詳しい職員からの聞き取り等によって得た知識を基にして行ったものであり、根拠となる公文書は、作成又は取得していない。よって、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行った。

- 2 なお、書籍及びインターネット並びに公図訂正業務を担当する職員等に確認したところ、第74回情報公開審査会の会議録中、「本案件の場合のように、法定外に接する里道、水路があれば、それぞれの利害関係者から公図訂正の同意が必要となる。」のうち「法定外に接する里道、水路」は誤記であり、「法定外公共物

である里道、水路」と記載すべきものであり、正しくは「本案件の場合にある、法定外公共物である里道、水路に係る公図訂正は、原則として、それぞれの利害関係者から公図訂正の同意が必要となる。」と報告すべきであった。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、第74回情報公開審査会において、事務局である実施機関が、「里道、水路があれば、それぞれの利害関係者から公図訂正の同意が必要となる。」と説明（以下「本件説明」という。）したその根拠となる公文書である。実施機関は、本件説明については、公図訂正事務の一般的な流れについて説明した内容の一部であり、担当者が、書籍、インターネット、公図訂正に詳しい職員からの聞き取り等によって得た知識を基にして行ったものであり、根拠となる公文書は、作成又は取得していない旨主張した。

このため、当審査会は、実施機関に対し、「関係機関から聞き取った聴取記録あるいは、事務打合記録等」を調べるよう依頼した。これに対して実施機関は、再度、当時の担当職員等への聞き取り調査を実施したが、公図訂正業務を担当する職員からの聴取記録等は公文書として作成又は取得していない旨聴取し、加えて

実施機関に保管されている公文書を再度調査したが、当該聴取記録等は保管されていないことを確認した旨報告するのであり、実施機関の本件説明の根拠となる公文書を「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理とは認められない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月10日	○諮問（実施機関）
平成24年5月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年7月28日	○審議
平成27年9月10日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年10月28日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年11月12日	○審議

平成28年1月12日	○審議
平成28年5月24日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成28年7月19日	○審議
平成28年8月16日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成24年1月5日	第74回情報公開審査会会議録（平成21年5月12日（火）午後1：00）中（1）別紙1事務局の説明中「本案件の場合のように、法定外（公共物）に接する里道、水路があれば、それぞれの利害関係者から公図訂正の同意が必要となる。」との記載がある。この「同意が必要である」の情報を示す根拠及び公文書の開示。